

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊予市長 武智邦典

市町村名 (市町村コード)	伊予市 (38210)
地域名 (地域内農業集落名)	南山崎 (鶴崎、両沢、本谷、下寺、長崎谷、東野、中台、馬場、武領・大南・四ツ松・大地蔵・石原・平岡・曾根・梶畑・片山・下片山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後規模拡大を検討している中心経営体の引き受け面積よりも、後継者未定の農業者の耕作面積の方が多いため、農地及び基幹作物の産地形成維持のためには、新たな就農者の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・果樹を基幹作物として産地の維持拡大を図る。
・地域外から農業を担う者を募るために、柑橘や果樹の施設を継承する仕組みを地域全体で構築する。
・共同利用している農業用設備(農道・水路)について、老朽化が進行し補修が必要となっているが、受益者・資金力が不足しているため、日本型直接支払制度が活用できないか検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	214.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	214.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備されている農地や施設整備されている農地を農業上の利用が行われる区域とし、それ以外の山間部にある農地は、鳥獣被害防止対策をしながら営農の継続を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員と農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員と農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規参入者の受け入れについて、後継者のいない農業者への聞き取り調査を実施し、優良園地（施設果樹成木園等）の今後の利用方針について情報収集を行う。その調査にて得られた情報を活用し、JA新規就農研修センターや市役所、県などに情報提供し新規参入者を募集する。合わせて空き家や、空き倉庫の情報も収集しておく
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ヘリやドローンによる農薬散布により農作業の省力化を目指す。 ・高齢により剪定作業が困難になったキウイ農家を支援する委託組織を作る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵の整備や荒廃農地を農地や緩衝帯として再生することにより、鳥獣害被害を軽減させる。
- ③施設栽培において環境制御システムを導入し、収量の増加と品質の向上を図る。
- ③ドローン防除を作業委託することで作業の効率化を図る。
- ⑤愛媛県のオリジナル品種の拡大により儲かる農業を推進する。
- ⑦耕作が困難になった農地は、植林による管理を図る。